

香川県環境保健研究センターESCO 事業に関する質問及び回答

No.	項目	質問	回答
1	提案募集要項 2 事業の概要 (6)	維持管理・計測検証サービス期間は10年とありますが、この期間を応募者からの提案により短縮することは可能でしょうか。	維持管理・計測検証サービス期間は10年とします。
2	提案募集要項 3 応募条件 (3)	⑥の、「建設役割を担う事業者は、・・該当する工事の種類ごとに監理技術者を配置すること」とありますが、必要な複数工種の監理技術者資格を1名(兼)もしくは複数名専任配置するという解釈になりますでしょうか。	建設業法第26条に基づき、監理技術者等を配置してください。
3	提案募集要項 3 応募条件 (3)	⑥ 監理技術者の配置要件について、建設業法第26条第2項で規定する工事規模となる工事の種類について該当するものと理解でよいでしょうか。	建設業法第26条に基づき、監理技術者等を配置してください。
4	提案募集要項 7 提示条件 (4)	P12.7.(4).① ESCO サービス料のうち、維持管理・計測検証サービス料について、受電用キュービクル(変圧器)の増設が必要な場合、保安管理費(保安協会)の増加費用は、ESCO サービス料に含まないという理解でよろしいでしょうか。	自家用電気工作物の保安管理に係る費用は、増加の有無にかかわらずESCO サービス料には含まませんが、増設に伴い増加した維持管理費用については、他の維持管理費用とあわせて削減効果を評価します。
5	提案募集要項 7 提示条件 (7)	ESCO サービス料の上限金額については建設費のみでしょうか。(維持管理費・効果検証費は別途という解釈でよろしいでしょうか。)	ESCO サービス料には、ESCO 設備の設計・施工・監理に係る費用及び設備の維持管理・計測検証に係る費用の両方を含みます。
6	提案募集要項 7 提示条件 (7)	① ESCO サービス料の上限金額について、令和5年度の設計・施工・監理サービスと令和6年度から令和16年度末までの維持管理・計測検証サービスの合計金額という解釈でよろしいでしょうか。	維持管理・計測検証サービスの期間は、令和6年度から令和15年度末(令和16年3月末)までの10年間とします。その他の点についてはお見込みのとおりです。

7	提案募集要項 8 事業の実施に関する事項表（共有項目）	保険維持管理期間のリスクを保証する保険とは具体的に想定されているものはありますでしょうか。	本事業はギャランティード契約であり、設備は県の資産となりますが、ESCO 事業者より維持管理期間のリスク保証の提案があれば、評価します。
8	提案募集要項 8 事業の実施に関する事項表（維持管理関連）	予想されるリスクと責任分担 維持管理関連について、天災等不可抗力による ESCO 設備の損傷についての負担はどのような取扱いとなるでしょうか。	予測されるリスクと責任分担について、現段階で分担が決定されていないものに関しては、別途協議によります。
9	提案募集要項 10 参加表明時提出書類・作成要領(1)	提出書類について、グループで参加の場合は、④印鑑証明書、⑤商業登記簿謄本、⑥納税証明書、⑦財務諸表、⑧会社概要⑨各資格者免許証の写、をすべての役割企業ごとに提出する必要があるとの理解でよいでしょうか。	④～⑧については、お見込みのとおりです。 ⑨については、設計役割、建設役割を担う事業者について、各事業者ごとに各資格の代表1名分の免許証の写を提出してください。 なお、その場合、当該有資格者がどの事業者に属しているかがわかるように、免状部分に事業者名を記載してください（手書き可）。
10	提案募集要項 12 配付資料及び閲覧・貸出資料(2)	アスベスト調査の記録は閲覧可能でしょうか。	総務省の要請により県が実施した「地方公共団体が所有する施設に関するアスベスト使用状況及び除去状況の調査」においては、「吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付ロックウール」、「石綿等が使用されている含有保温材、耐火被覆材、断熱材等」いずれも確認されませんでした。 事前調査を行う際には、工事履歴、図面、竣工図書等の情報を提供します。
11	更新・存置必須設備等仕様書	更新・存置必須設備等仕様書に記載のある「中央監視装置・自動制御設備」のうちリモートステーションについて、再利用可能と判断した機器について更新対象外としてもよろしいでしょうか。	リモートステーションについては、更新必須とします。